

## 知的財産推進計画 2004

(特許発明の円滑な使用に係る諸問題関連部分の抜粋)

### 第 1 章 創造分野

#### 2. 大学等における知的財産の創造を推進する

##### (9) 円滑な研究活動と知的財産の保護の両立を図る

###### 研究における特許発明の使用を円滑化する

###### i) 試験・研究についての考え方を整理し、周知する

2004 年度中に、特許権の効力が及ばないとされる試験・研究についての考え方、及び研究を目的とする場合のライセンスの活用や、それを促すための指針、モデル契約等の作成など、特許権の効力が及ぶ場合において特許発明の使用を円滑化するための方策を研究現場に対して周知する。その際、大学等における自由な研究の実施が妨げられることのないよう十分配慮する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

### 第 3 章 活用分野

#### 2. 国際標準化活動を支援する

##### (3) 技術標準に関連する知的財産権の取扱いルールを整備する

###### 技術標準の策定・普及を妨げる必須特許の権利行使に対する対処方法を検討する

i) 技術標準に必須な特許(必須特許)を有する権利者が当該技術標準に基づく製品を製造等する者に対して権利行使をすることにより技術標準の策定又は普及を阻害することを防止するための方法について、例えば、標準化機関等の特許に関する方針(パテントポリシー)の内容及び運用実態、技術標準に関する特許集積(パテントプール)の有無やその形態、権利行使までの過程等、様々なケースを想定して検討することは重要である。このため、このような権利行使に対する技術標準策定前の防止策としてのパテントポリシーの改善等の対応方策、技術標準策定後の対応方策としての特許法(裁定実施権等)の適用可能性について、以下の検討を進める。

a)(略)

b) 特許法(裁定実施権等)の適用可能性については、企業等からの具体的ニーズや国際的な議論の動向を踏まえつつ、2003 年度に開始した産業構造審議会における検討を進め、2004 年度中に結論を得る。

(経済産業省)

### **3. 知的財産活用の環境を整備する**

#### **(4) 知的財産の円滑・公正な利用を促進する**

汎用性が高いあるいは実質上代替性の低い上流技術(ライフサイエンス分野の遺伝子関連技術、リサーチツール等)に関する知的財産の円滑な利用を促進するため、特許法(試験・研究の例外規定や裁定実施権等)による対応の可能性、さらにはライセンス契約の円滑化の方策といった点についての調査研究を含めた検討を、企業等からの具体的なニーズや国際的な議論を踏まえて2003年度に開始したが、2004年度も継続して検討を行う。また、2004年度も引き続き、権利の濫用行為等の知的財産権分野における独占禁止法違反について、知的財産タスクフォース(知的財産の専門チーム)を一層活用するとともに違反取締りの体制整備を図り、重点的に同分野における違反に対し迅速かつ厳正に対処する。

(公正取引委員会、厚生労働省、経済産業省)